

令和 7 年度（2025 年度）定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

南茅部支所

(2) 対象事務

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和 7 年 12 月 25 日から令和 8 年（2026 年）5 月 25 日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。